

林野火災用消火薬剤の評価方法等に関する意見聴取会開催要綱

(目的)

第1条 林野火災用消火薬剤については、「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」において、国内外の消火薬剤を用いた消火実験等を実施するとともに、火災や健康・環境に関する有識者からの意見聴取を行い、個別の消火薬剤の消火・延焼防止の効果や健康・環境影響に関する評価方法等について、関係省庁と連携して検討を進めることが必要とされたところである。

このことを踏まえ、林野火災用消火薬剤の効果及び健康・環境影響について有識者等から意見を聴取するため、「林野火災用消火薬剤の評価方法等に関する意見聴取会」(以下「意見聴取会」という。)を開催する。

(検討事項)

第2条 意見聴取会は、林野火災用消火薬剤の評価方法等に係る次の事項について意見を聴取するものとする。

- (1) 林野火災用消火薬剤の消火・延焼抑制の効果に関する評価方法
- (2) 林野火災用消火薬剤の健康・環境影響に関する評価方法
- (3) 林野火災用消火薬剤を用いた場合の健康・環境影響の軽減策等

(意見聴取会)

第3条 意見聴取会は、学識経験者、消防行政及び環境行政の関係者等のうちから、消防庁予防課長が委嘱する構成員によって構成する。

- 2 意見聴取会には、座長を置く。また、意見聴取会には、座長の指名する座長代理を置く。
- 3 座長は、構成員の互選により選出する。
- 4 座長は、意見聴取会を総括する。
- 5 座長に事故のある場合は、座長代理がその職務を代理する。
- 6 座長は、必要があると認めるときは、意見聴取会に構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。
- 7 意見聴取会の会議は、非公開とし、会議資料及び議事要旨(会議運営上非公開とすべき内容を除く。)は後日公開する。
- 8 構成員及び意見聴取会出席者は、意見聴取会において知り得た個別の消火薬剤に関する秘密を漏らしてはならない。

(構成員の任期)

第4条 構成員の任期は、就任を承諾した日から当該日の属する年度の次の年度の3月31日までとする。ただし、特に必要があると認められるときは、任期を別日に定めることができる。

(庶務)

第5条 意見聴取会の庶務は、消防庁予防課が処理する。

(補足)

第6条 この要綱に定めるほか、意見聴取会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月12日から施行する。

林野火災用消火薬剤の評価方法等に関する意見聴取会委員名簿

(敬称略 五十音順)

<学識経験者>

今泉 圭隆 国立環境研究所環境リスク・健康領域リスク管理戦略研究室主幹研究員
桑名 一徳 東京理科大学創域理工学研究科国際火災科学専攻教授
小坂 浩司 国立環境研究所環境リスク・健康領域水道水質研究和光分室上級主幹研究員
小林 政広 森林総合研究所関西支所産学官民連携推進調整監
峠 嘉哉 千葉大学環境リモートセンシング研究センター准教授
松山 賢 東京理科大学創域理工学研究科国際火災科学専攻教授

<地方公共団体>

阿部 なるみ 岩手県環境生活部環境保全課環境調整担当課長
近藤 純一 仙台市消防局警防部警防課長
森 浩一 北九州市消防局警防部警防課長